

## 第 8 章 災害復旧計画

災害復旧に当たっては、災害の再発生を防止するため、公共施設等の復旧は単なる原形復旧にとどまらず、必要な改良復旧を行う等将来の災害に備える計画とし、災害対策本部による応急復旧終了後、各担当課、係は対策本部各部班から十分な引継ぎを受け、被害の程度を充分検討して計画し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。また、災害対策本部の活動が長期にわたる場合は、応急対策活動と平行し、所管担当各課において、災害復旧計画の策定を行うものとする。

### 1. 実施責任者

指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の指定により災害復旧の実施について責任を有するものが実施するものとする。

### 2. 復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
  - ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
  - イ 海岸公共土木施設災害復旧事業計画
  - ウ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
  - エ 漁港公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- (3) 水道施設災害復旧事業計画
- (4) 住宅災害復旧事業計画
- (5) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (6) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (7) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (8) その他の災害復旧事業計画

### 3. 農林漁業応急融資

被災農林漁業者に対し、次のとおり融資制度の導入を積極的に推進し、農林漁業経営の維持安定を図る。

- (1) 天災による被災農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用を図り、低利の経営資金を導入する。
- (2) 農林漁業金融公庫資金の積極的な活用を図るものとし、このため自作農維持資金及び農地等の復旧資金、農林漁業者の共同施設復旧施設資金等、長期低利の資金の導入を図る。

#### 4. 生活確保資金融資

災害を受けた低所得者に対する資金の融資、貸付金等の対策は、次によるものとする。

##### (1) 生業資金の貸付

町は被災した生活困窮者等の再起に必要な事業資金その他小額融資の貸付資金を確保するため、資金の導入に努める。

##### (2) 被災世帯に対する住宅融資

低所得世帯あるいは母子世帯で災害により住宅を失い、又は破損等のために住居することができなくなった場合、住宅を補修し又は非住宅を改造する等のため、資金を必要とする世帯に対して、資金の導入に努める。

##### (3) 被災世帯に対する支援金

住宅被害がある場合、被災者生活再建支援制度等を積極手に活用し生活資金の確保に努める。

#### 5. 応急金融の大綱

応急金融の融資の名称、取扱機関等の大綱は、北海道地域防災計画の災害応急金融計画の定めるところによる。